芝山町における建築形態規制等一覧

令和７年５月３０日時点

規制項目＼用途地域		非線引き区域（区域区分が定められていない区域）				
		第一種低層住居専用地域	第一種住居地域	近隣商業地域	準工業地域 工業専用地域	用途地域の指定のない地域(無指定)
防火地域指定		地域外	地域外	一部準防火地域あり	地域外	地域外
建築基準法２２条区域		区域内	区域内	一部区域内	区域内	区域内
容積率　％ （前面道路幅員１２m未満）		５０％	２００％ （幅員×４０％） ※いずれか厳しい値	２００％	２００％	２００％
建ぺい率　％		３０％	６０％	８０％	６０％	６０％
高さの最高限度		１０ｍ	－	－	－	－
道路斜線	前面道路の反対側の境界線までの 水平距離	２０ｍ	２０ｍ	２０ｍ	２０ｍ	２０ｍ
道路斜線	数値(勾配)	１．２５	１．２５	１．５	１．５	１．５
隣地斜線	加える数値(立上り)	－	２０ｍ	３１ｍ	３１ｍ	２０ｍ
隣地斜線	数値(勾配)	－	１．２５	２．５	２．５	１．２５
北側斜線	加える数値(立上り)	５ｍ	－	－	－	－
北側斜線	数値(勾配)	１．２５	－	－	－	－
日影規制	適用を受ける建築物	軒の高さが７ｍ超 又は地階を除く 階数が３以上	高さが１０ｍ以上	－	－	－
日影規制	地盤面からの高さ	１．５ｍ	４．０ｍ	－	－	－
日影規制	容積率の限度	５０％	２００％	－	－	－
日影規制	敷地境界線から ５m以上１０m以内	３．０時間	５．０時間	－	－	－
日影規制	敷地境界線から１０m超	２．０時間	３．０時間	－	－	－
日影規制	法別表第四(に)欄の号	（一）	（二）	－	－	－

≪その他基本事項≫

〇都市計画区域内（非線引き）・・・平成１３年５月１１日決定

〇高度地区の指定なし

〇建築協定区域・・・バルールド成田団地の一部